

建設工事に係る低入札調査基準価格の見直しについて

令和4年8月29日
砺波市企画総務部財政課

令和4年9月1日以後に入札の公告又は指名の通知を行う建設工事に係る入札から、低入札調査基準価格の算入率を次のとおり見直します。

<見直しの内容>

○調査基準価格の改正

改正前		改正後	
直接工事費	97%	直接工事費	97%
共通仮設費	90%	共通仮設費	90%
現場管理費	90%	現場管理費	90%
一般管理費	<u>55%</u>	一般管理費	<u>68%</u>
合計額＝調査基準価格		合計額＝調査基準価格	
※合計額が予定価格の7.5/10に満たない場合は7.5/10の額を、9.2/10を超える場合は、9.2/10を調査基準価格とする。		※合計額が予定価格の7.5/10に満たない場合は7.5/10の額を、9.2/10を超える場合は、9.2/10を調査基準価格とする。	

※失格基準価格については変更ありません。

【施行期日】

令和4年9月1日以後に入札の公告又は指名の通知(令和4年9月7日予定)を行う入札から適用します。

【問い合わせ先】
砺波市財政課管財係
電話 0763-33-1274